

長岡都市計画地区計画の変更

(長岡市決定)

都市計画喜多町北部地区地区計画を次のとおり変更する。

名 称		喜多町北部地区地区計画		
位 置		長岡市喜多町、堺町の各一部		
面 積		約 17.9 ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、JR 長岡駅から西へ3km、国道8号（長岡バイパス）が地区の西側に隣接した交通利便性の高い地区である。このような地理的条件のもと、本地区では、新たな工業業務系市街地及び生活利便施設を含む住居系市街地の形成を目的とした土地区画整理事業の実施が計画されている。</p> <p>このため、地区計画を策定することにより、合理的かつ健全な土地利用を誘導するとともに、建築物等の規制・誘導を積極的に行い、良好な市街地環境を形成し保持することを目標とする。</p>		
	土地利用の方針	<p>良好な市街地の形成を図るため、本地区を用途地域区分に応じ、A地区（第一種住居地域）、B地区（第一種住居地域）及びC地区（準工業地域）に区分する。</p> <p>A地区は、周辺の既存市街地と調和した良好な戸建て住宅地としての土地利用を誘導する。B地区は、店舗、飲食店など、生活利便性を高める土地利用を誘導する。C地区は、国道8号沿道の立地条件を活かした工業業務系の土地利用を誘導するとともに、B地区と同様、生活利便性の向上を図る。なお、B地区において商業施設が複数棟まとまって立地した場合の床面積の総量は、10,000㎡程度を目安とする。</p>		
	地区施設の整備方針	<p>地区施設としては、地区内幹線道路及び公園を適切に配置し整備することにより、居住者の利便性及び安全性の向上を図る。</p>		
	建築物の整備方針	<p>良好な市街地環境を形成するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限を定める。また、敷地内には極力植栽を行い、地区の緑化に努めるものとする。</p>		
位 置		長岡市喜多町、堺町の各一部		
面 積		約 14.1 ha		
地区施設の配置及び規模		<p>区画道路 幅員 13.0 m 総延長 約 900 m 幅員 8.0 m 総延長 約 700 m 公園 面積 約 4,700 ㎡</p>		
地区整備計画	地区の区分	A地区 (第一種住居地域)	B地区 (第一種住居地域)	C地区 (準工業地域)
	地区の区分の面積	8.6ha	3.1ha	2.4ha
	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるもの 2. 事務所その他これに類するもので床面積の合計が500㎡を超えるもの 3. 集会場 4. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 5. ホテル又は旅館 6. 自動車教習所 7. 畜舎 	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅 2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4. 自動車教習所 5. 畜舎 6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項（店舗型電話異性紹介営業）の用に供するもの 	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅 2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4. 学校 5. 病院 6. 店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの（自動車関連サービス業を除く）

建築物の用途の制限	<p>8. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項（店舗型電話異性紹介営業）の用に供するもの</p> <p>9. 工場（建築基準法施行令第130条の6に定めるものを除く）</p> <p>10. 火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設</p>	<p>7. 畜舎</p> <p>8. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>9. カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>10. キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>11. ナイトクラブその他これに類するもの</p> <p>12. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項（店舗型電話異性紹介営業）の用に供するもの</p>
建築物の敷地面積の最低限度	200㎡	1,000㎡
壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1.0m以上でなければならない。</p> <p>ただし、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合は制限を緩和することとする。</p> <p>①外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下のもの。</p> <p>②車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3.0m以下のもの。</p>	
建築物の意匠の制限	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の色は、原色の多用を避け明るく落ち着いた色調とし、周辺環境との調和に努めるものとする。</p>	
かき又はさくの構造の制限	<p>道路に面する部分のかき又はさく（門柱及び門扉を除く）の構造は、生垣又はフェンス若しくは鉄柵等で透視可能なものとする。</p> <p>ただし、道路面からの高さが1.2m以下のものにあつては、この限りではない。</p>	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

未利用地の解消及び地区内の生活利便性を向上させる土地利用を誘導するため、並びに各種法令の改正内容と地区整備計画で引用する用語の整合を図る必要があるため、地区計画を変更する。